

リサイクル燃料備蓄センターに関する県民説明会（八戸市会場） 議事録

1. 日 時

令和6年7月4日（木） 10:00～12:50

2. 場 所

ユートリー 8階 多目的中ホール

3. 出席者

○国

経済産業省資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課

核燃料サイクル産業立地対策室 勝見室長

原子力規制庁 原子力規制部審査グループ 核燃料施設審査部門 尾崎安全審査官

○事業者

リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長

東京電力ホールディングス株式会社 宗常務執行役

日本原子力発電株式会社 牧野取締役副社長

電気事業連合会 藤本専務理事

○県

坂本環境エネルギー部長、豊島危機管理局長

4. 提出資料

- 資料1 「リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料の貯蔵について」
(リサイクル燃料貯蔵株式会社)
- 資料2 「リサイクル燃料備蓄センターへの使用済燃料の搬入・搬出について」
(東京電力ホールディングス株式会社)
- 資料3 「原子燃料サイクルの取組について」 (電気事業連合会)
- 資料4 「核燃料サイクル政策について」 (経済産業省)
- 資料5 「リサイクル燃料備蓄センターに係る新規規制基準適合性審査及び検査の状況について」 (原子力規制庁)
- 資料6-1 「リサイクル燃料備蓄センターに係る安全協定書(案)の概要について」
(青森県)
- 資料6-2 「リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書(案)」 (青森県)
- 資料6-3 「リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定の運用に関する細則(案)」 (青森県)

5. 参加人数

43名

6. 議事録（意見紹介部分のみ。資料説明部分については、青森市会場の議事録を参照）

○資料説明時に、原子力規制庁の説明に対して参加者から、地震対策についての説明がない旨指摘あり。

【司会】

大変お待たせしました。それでは再開させていただきます。

まずは皆様の御意見用紙のほうは提出がお済みでしょうか。まだの方がいらっしゃれば、手を挙げていただければ、皆様のところ担当が参りますが、よろしいでしょうか。

それでは進めさせていただきます。なお、これから御意見のお答えに入る前に、先ほどいただきました御意見を踏まえまして、原子力規制庁から補足説明がございます。よろしくお願いいたします。

【原子力規制庁 尾崎安全審査官】

それでは先ほど御指摘がございました耐震設計のところについて少し補足説明いたします。

先ほど説明しましたが、パワーポイントの資料の10ページを御覧ください。こちらの方は、今回のRFSの中間貯蔵施設の地震による影響について、震源として考慮する11ヶ所の活断層に加えて、マグニチュード9レベルのプレート間地震も考慮、選定したうえで、地震動評価で各種の不確かさを十分に考慮して基準地震動が設定されていることを確認しております。その調査の具体が11ページから14ページに記載してございます。続いて15ページについては、これ冒頭で説明しました昨年9月に許可しました標準応答スペクトルを策定しまして、全国共通に考慮すべき地震動として地表に地震の痕跡が残りにくいとされておりますマグニチュード6.5程度の地震の観測記録から策定いたしました標準応答スペクトルを考慮した基準地震動を新たに追加したことを確認しております。具体的にはその一番下のSs-B5が、この地震動になってございます。その地震動をグラフにしたものがその次の16ページでございまして、ちょっと見にくいですが、水平方向の左側のグラフを見ていただきますと、これまでの基準地震動が太い線で示されていますが、そこに若干水色のSs-B5が超えていることが目視でわかるかと思えます。こうした、新たにより強い地震動に対しての評価を確認した内容になってございます。

また、今回のパワーポイント資料にはちょっと説明が書かれていませんでしたが、補足いたしますと、こうしたRFSの事業許可申請の安全審査では、耐震の設計方針として耐震重要度分類を上からSクラス、Bクラス、Cクラスに分類してございまして、それぞれの耐震重要度に応じた地震力にも耐えられる設計になっていることを確認しております。その設計の具体については設計及び工事の計画の認可の申請を審査の中で確認をございまして、具体的には例えば施設にかかってくる荷重に加えて、先ほど説明しました竜巻の荷重ですとか、また積雪の荷重とかを組み合わせた状態でも耐震重要度分類に応じた設計に耐えられるということを確認しております。例えば金属キャスクというのは、今回クラスの中ではSクラスに分類されるんですが、その金属キャスクについてもSクラスの基準地震動による地震力に対しても金属キャスクの基本的安全機能が損なわれることがない設計であるということを確認してございます。以上です。

【司会】

ありがとうございました。それでは、御意見の紹介の方に進ませていただきます。

それでは設営の方よろしく願いいたします。

【司会】

お待たせしました。それでは御意見の紹介の方に入ります。

まず、最初、リサイクル燃料貯蔵株式会社への御意見でございます。金属製キャスクからの外部への放出はないとされているが本当か。よろしくお願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

リサイクル燃料貯蔵でございます。

金属キャスクにつきましては、原子炉と違いまして金属キャスクの中の使用済燃料は、原子力発電所で弊社に持ってくるまで概ね 18 年以上冷却された以降のものが入ってきます。ですから、キャスクの中で十分な閉じ込め機能っていうのが確保できるような形になっております。

また、説明にもございましたけど、キャスクの蓋につきましては、放射性物質を直接閉じ込める一次蓋と、その上を覆う二次蓋で二重化されておまして、それぞれの蓋については金属ガスケットという、いわゆるパッキンで密封されてございます。これらの密封性能が、温度ですとか放射線の影響を受けても貯蔵期間内に劣化しないということを確認してございます。

それからキャスクの内部につきましては、ヘリウムガスが注入されておまして、内部の腐食がないようなものになってございます。

それから、もう 1 つ使用済燃料が入っているキャスクの部分、ここは大気圧よりも低い 0.8 気圧、負圧というんですけども、これで注入されております。一次蓋と二次蓋の間の圧力は 4 気圧ということで、いわゆる圧力で押さえるような形になってございます。それぞれの蓋の間の圧力に関しては、センサーをつけて異常がないかということのを常時監視していて、キャスクから万が一何かあった場合でも速やかに対応できるような体制をとっておりますので、基本的には、まずキャスクの方から外部への放射性物質が漏れるということはないと当社としては確認してございます。

【司会】

それでは、次の御意見にうつります。

次は原子力規制庁とリサイクル燃料貯蔵株式会社への御意見です。

リサイクル燃料備蓄センターは海岸付近に位置しているようだが、津波による影響を受ける可能性はないんですか。お願いいたします。

【原子力規制庁 尾崎安全審査官】

津波につきましては先ほど説明したとおり、青森県が想定する津波高さを超える 23 メートルの津波により敷地の浸水が 7 メートルと仮定しても、金属キャスクの安全機能が損なわれることなく、建物も大きく損壊しないことを、事業許可とその後の設計及び工事の計画方法の認可の過程で確認しております。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

弊社の設備につきましては、原子力発電所と違って、浸水しても大丈夫というような評価の方を受けてございます。ただし、浸水した場合であっても、キャスクの健全性が損なわれないような対策を講じていくということで、1 つには津波が押し寄せても大規模に建屋が損壊しないような形での対策をとっているということと、あとはボルトでしっかりと固定して流されないような形も対策を取ってございます。

それから、先ほど説明で申しましたように、キャスク自体は、空気の自然対流で冷却してるものですから、仮に浸水して電源が落ちた場合でも、冷却機能に問題はございません。ただし、この蓋間の圧力を監視するのにセンサーがあり、そのための電源が必要なものですから、こちらにつきましては、30 メートルの高台に電源装置、あるいは電源車の方を用意してございまして、もし何かあった場合には、ここから電源供給ができるような形の対策をとっております。以上でございます。

【司会】

引き続きリサイクル燃料貯蔵株式会社への御意見でございます。R F S は、中間貯蔵施設について、今後も地元に対して丁寧に説明を行ってほしい。施設の見学をしていきたいが、これからどのような広報を行っていくのか、という御意見でございます。お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

ありがとうございます。弊社の事業というのは、地域の皆様の御理解があつてと考えてございますので、これまでも施設見学会ですとか、あるいは広報誌の発行ですとか、各イベントでブースを出して、弊社の事業について御説明させていただいたり、そういった取り組みを行ってまいりました。

事業開始後につきましては、これらに加えて、弊社の方もモニタリングポストでございますので、放射線量の値ですとか、あとキャスクの貯蔵管理の状況、こちらにつきましてホームページの方で公開の方させていただきたいと考えてございます。

また、施設見学につきましては、一応事業開始になりますと、弊社も原子力施設でございますので、核物質防護の観点から入退域かなり厳しくなりますけれども、ただし実際現場を御覧いただくというのも非常に大事だと考えてございますので、事業開始後、見学をどのような形で継続させていただくかということにつきましては現在検討しているところでございます。以上でございます。

【司会】

引き続き、リサイクル燃料貯蔵株式会社への御意見でございます。

クマ対策についてということで。協力企業の作業員は必要に応じてクマ鈴などを身に着けておいて、クマ対策などを行い安全に作業できるように努めるべきと思いますが、という御意見でございます。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

はい。実際に昨年もクマが付近に現れまして、その時は実際弊社の施設の中というのはコンクリートフェンスでかなり高いフェンスになってございますから、このフェンスを乗り越えるということはまずございません。ただ、周辺にクマが出没しているという情報はあるものですから、実際周りで警備している者とか、あと屋外で作業する場合については、クマ鈴を常に身に着けて対策を行っているところでございます。

【司会】

続きまして、リサイクル燃料貯蔵株式会社への御意見でございます。

中間貯蔵施設は、青森県における津波想定 11.5 メートルを 2 倍した 23 メートルの津波を仮想的な大規模津波として設定しているとホームページにあります。

しかし、建屋は海拔 16 メートルのところに設置されています。せっかく仮想的な大規模津波を想定しているにも関わらず、肝心の貯蔵建屋が 16 メートルのところにあるのでしょうか。使用済燃料の貯蔵建屋の外部電源が海拔 30 メートルに設置すべきではないでしょうか。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

お答えいたします。弊社の建屋自体のそもそも建設が始まったのが 2010 年、ちょうど震災の前の年から始まりまして、その時には新規制基準というのはそもそもまだない状態でございます。

理由は、やはり地震対策として弊社の貯蔵建屋ですね、岩盤に基礎を打ち付ける必要があるものですから、ある程度掘って、基礎を打っているという経緯がございます。この新規制基準のほうについては、津波の想定というのがございましたので、基準津波の策定にあたっては、当時の青森県の 2 倍の津波の 11.5 メートルの 2 倍の 23 メートルという形の想定をさせていただきました。そうしますと 7 メートル浸水することになりますけれども、先ほど御説明したとおり、弊社の建屋は原子力発電所の建屋と違って、浸水しても問題ないという。ただし、浸水した場合でもキャスクの健全性が損なわれないようにということで、そのための補強工事ということを今回行ってございます。

それから高台に電源をつけたというのは、先ほど申し上げましたとおりですけれども、監視す

るための電源ですとか、あと事務本館も当然浸水しますので、高台に予備緊急時対策所ということで整備を終了しております。

【司会】

それでは次に東京電力ホールディングス株式会社への御意見です。

キャスクの落下試験について、9メートルの高さから落下しても大丈夫となっているが、突起物の時はなぜ1メートルなのか。最悪の事態を想定しないで、ごまかすつもりでしょうか、という御意見です。お願いいたします。

【東京電力ホールディングス株式会社 宗常務執行役】

はい。東京電力ホールディングスの宗でございます。

9メートルの落下の条件は、確かに突起物ではなく、平らな、頑丈なところということでやっております。それによってキャスクの密封性などに必要な機能が確保されていることを確認しております。突起物については、それよりも特殊な状況ということで、国際基準にも整合した国の技術基準に定められた方法に則って確認しています。

【司会】

続きまして、リサイクル燃料貯蔵株式会社への御意見です。

SBOが発生したと想定して、考えられる最悪の影響として何があるのか。またその対策はなんでしょうか。金属キャスクの基本的安全機能の維持のためには電源は不要であるとの御意見がございました。お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

はい。先ほど説明したとおり、金属キャスク自体は空気の自然対流で冷やしているものですから、仮に地震あるいは津波によって電源が消失した場合であっても冷やす機能については問題ないと考えています。ただし、その冷やされてる状態ですとか蓋の間の圧力、先ほど4気圧と出ていましたが、それが保たれているかどうかということを確認するためのセンサー、こちらについてはやはり電源が必要だということで、高台のほうに電源車を配置して、これで監視ができる体制を整えているということでございます。

【司会】

それでは次は経済産業省への御意見でございます。

エネルギー計画から第二再処理工場が消えたのはなぜですか。50年後に動いている再処理工場は、どの工場を考えているのでしょうか。お願いいたします。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

はい、ありがとうございます。この50年の御議論に関しては、他にも御意見をいただいております。今御紹介があったものの他に、稼働している再処理工場がない場合はどうするかですとか、御紹介いただいた第二再処理工場がないのはどうこうことかですが、再処理工場がない中での50年後ということで御質問をいただいております。まず、この中間貯蔵施設の使用済燃料につきましては、搬出時に稼働している再処理施設において再処理が行われるということでございます。この点特に、むつ市の中間貯蔵施設について、事業者からは中間貯蔵施設の建屋ごとの貯蔵期間を最大50年とし、また、これは立地申し入れの際に約束をしているところでございます。この期間内に、その時点で稼働している再処理施設に搬出する。具体的には貯蔵期間が満了する50年より前の段階から再処理工場に順次搬出を進めていき、期間満了までに全ての使用済燃料の搬出を終える。という説明をいただいております。承知をしているところです。

こうした認識のもと、六ヶ所の再処理工場が稼働している場合には、同施設が搬出先となる

可能性もあると思いますし、こういったことを含め、引き続き国内の再処理工場のしゅん工の実現に向けて、しっかりと取り組みを進めていくということに、今現時点では確実に考えています。

経済産業省としても事業者と一体となって国内の再処理工場のしゅん工に向けて取組をしっかりとやってまいりたいと考えてございます。

【司会】

それでは引き続き経済産業省への御意見でございます。

核燃料サイクル事業によって、今後再び高速増殖炉を続ける予定はないのですか。お願いいたします。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

はい、ありがとうございます。高速増殖炉ということに関して承知はしてございませんけれども、高速炉の開発につきましては、これはエネルギー基本計画の方でも記載がございまして、それにつきましては 2030 年代後半の技術確立を目途に研究開発に取り組んでいるというような状況でございます。

【参加者】

第二再処理工場の計画が消えたのかという質問に答えてないじゃないか。

【司会】

失礼いたしました。よろしく申し上げます。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

第二再処理工場の記載が消えたということに関しては、ちょっと詳細は私も今承知はしていませんけれども、消えているのは知ってますけれども、その経緯というところまではちょっと私把握していないんですけれども、ただですね、震災以降、この中間貯蔵施設に関して、意義というのは震災前もそれ以降も変わっていないということでもありますけれども、震災以降、震災前から変化はしてまして、それは原子力発電所の稼働状況であるとか、使用済燃料の発生量、これは震災前からは変化をしてくれているというところがございます。ですので、中間貯蔵の対象というのは必ずしも六ヶ所再処理工場ではないというような考えもできるのではないかと考えているところでございます。

いずれにしても、中間貯蔵施設については、50 年の期限の範囲内で使用済燃料を貯蔵して、六ヶ所再処理工場を含めその時点で稼働している再処理工場で処理していくということを想定してございます。

【司会】

それでは次の質問に移ります。リサイクル燃料貯蔵株式会社への御意見です。

配布された資料の図を見ると、キャスクの収納は縦置きに見えるが、縦置きだと地震時の揺れに弱いと思うが、なぜ縦置きにしたのか。絶対に倒れないという保証はあるのか。という御意見でございます。申し上げます。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

お答えいたします。縦横どちらでも設計することは可能なんですけれども、施設ごとの最適化と申しますか、当然横に置きますと建屋自体対大きく作らなきゃいけないということがございますので、その辺の施設の最適化ですとか、あとは冷却機能の最適化ですとか、そういうことを考えて今回の縦置きのほうにさせていただいています。あと、キャスク自体は、キャスク

を台座で固定し、その台座自体も直接建屋にボルトで固定してございますので、地震とかあるいは先ほども言いました津波の浸水によってボルト自体が破断するということはないということで、そういうことを確認してございます。

【司会】

次は経済産業省への御意見でございます。

プルサーマルでプルトニウムを有効利用するのはよいが、その後の後始末はどうなっているのか、現在使用済燃料も後始末されていない。どうするつもりなのでしょうか。という御意見でございます。お願いいたします。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

はい、ありがとうございました。

先ほどの問いにも通ずるところがあると思いますが、まずは核燃料サイクルの確立に向けて、六ヶ所再処理工場も含め、国内の再処理工場のしゅん工に向けてしっかりと対応を進めていくことを考えています。また、再処理した後の、最終処分の管理につきましては、今、高レベル放射性廃棄物のところですが、これにつきましては、国民の皆様の懸念の1つであるというのは十分に認識してございます。加えて将来世代に負担をかけるようにしないということで我々の世代で解決に向けた対策を進めることが必要だと考えており、今現在は文献調査を3地域で実施しているところではございますけれども、最終処分場の建設に要する期間というのは、具体的な立地地域の状況、また規制審査の状況など様々な要因に左右されることですから、調査期間には幅があるものです。また、最終処分のことに関しましては、文献調査実施地域において取組を進めています。昨年4月に放射性廃棄物の最終処分の基本方針も改定いたしまして、全国の自治体を個別訪問する全国行脚など取組の強化を行っております。最終処分に関しましては、引き続き実現に向けて政府一丸となって、政府の責任で取り組んでまいりたいと考えてございます。そういった取り組み、核燃料サイクルの確立に向けての取り組み、対策対応を進めているところでございます。これはエネルギー基本計画における核燃料サイクルの推進というのは、重要だという認識でございますし、この方針を変えるということもないと思っておりますので、引き続き核燃料サイクルの推進を適切に進めて参りたいと考えております。

【司会】

次は県への御意見でございます。

日本海溝千島海溝地震の巨大地震が予想されているが、大地震の際に被害が考えられるが、事業者まかせでは東日本大震災の時の福島原発の再現になるのではたまらないので、県でも事故対応にあたる機関を現地に設けるなどの考えはないのでしょうか。

【青森県危機管理局 豊島局長】

はい。県でございます。

県の方では六ヶ所村の方に青森県原子力センターという施設、組織を設けてございまして、今回の備蓄センターの方で何か安全協定に定める異常時など、輸送の際の立入りなどがあつた場合は、その職員が現地に行って調査するといった形の体制を整えさせていただいてございます。万が一の事故の対応ということでございますと、御存じの方も多いかと思いますが、オフサイトセンターという形でこの関係機関がこのオペレーションを行うために集まる場所なんです。そういったところ、現状は東通村にあるオフサイトセンターを国の方から指定いただいておりますが、今後はむつ市の方に、オフサイトセンターについても設置する計画でございますし、また訓練、原子力施設に関する防災訓練も毎年実施してございますので、今の備蓄センターを対象としたものについても今後、検討をさせていただきたいと考えてございます。以上でございます。

【司会】

それでは次に移ります。経済産業省への御意見でございます。

経済産業省の資料の16ページ、中間貯蔵施設を含む使用済燃料対策についてですけれども、こちらについてはもう少しゆっくりわかりやすく説明してほしい。50年後も想定し説明していただきたいという御意見でございます。よろしく願いいたします。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

はい、ありがとうございます。説明が足りなかったかもしれません。

改めて説明させていただきますけれども、中間貯蔵施設を含む使用済燃料対策の位置づけというところでございます。使用済燃料の貯蔵能力の拡大というところは、中長期的なエネルギー安全保障に資するものとして、必要なこととして認識しています。これにつきましては、原発の敷地内外を問わず、新たな施設の可能性を幅広く検証しながら、中間貯蔵施設の積極的な活用を推進するというのを、第6次エネルギー基本計画に明記されています。中間貯蔵に関しましては、今現在日本の全国の原子力発電所等での使用済燃料の貯蔵割合が約8割になってございます。先ほど申し上げましたその使用済燃料の貯蔵能力を拡大して、中長期的なエネルギー安全保障への寄与といったことが重要でございます。今回のむつ市の中間貯蔵施設に関しましては、まさに大変意義がある思っております。この考え方、その重要性でありますとかは、震災前から変わっていないというところでございます。先程から御説明させていただいておりますけれども、50年後に関しては、現時点で再処理工場がしゅん工していないというところについて、これを必ず実現していくと考えてございます。先ほど申し上げましたとおり、これにつきましては事業者と一体となってしっかり進めてまいりたいと考えてございます。

【司会】

それでは次の御意見に移ります。次はリサイクル燃料貯蔵株式会社と経済産業省への御意見です。

むつ中間貯蔵施設に貯蔵された使用済燃料は搬出先がなく、また、核燃料サイクルの見通しも立たない中で、中間貯蔵する意義はあるのか。この状況で、子供や孫の世代に核ゴミを押し付けることになるのではと思っておりますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

お答えいたします。中間貯蔵の意義ということですが、中間貯蔵施設につきましては使用済燃料の貯蔵能力を拡大してサイクル事業全体の自由度と言いますか、柔軟性を与えることと、あと中長期的には日本のエネルギー安全保障にも寄与すると認識してございます。弊社といたしましては親会社の方から、使用済燃料を最長50年貯蔵するという事で貯蔵終了後50年目までには親会社の方に返還し、親会社の方からそのとき稼働している再処理工場に搬出されると認識してございます。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

これは先ほどから御説明をさせていただいておりますけれども、中間貯蔵施設の意義というのは核燃料サイクルの中ではエネルギー安全保障、資源が乏しい我が国においては、重要なことであると考えているところです。その中でも中間貯蔵施設は、先ほど申し上げたとおり、重要性などは変わっていないところでございます。50年後に搬出するというのを目指して、先ほど申し上げたとおり、中間貯蔵施設に搬入されたものに関しては、50年より前の段階で搬出されるという説明がありましたけれども、そのように我々も承知しております。そうした認識の中で、まずは再処理工場が稼働している場合には、そこが搬出先になる場合もあるということもございまして、いずれにしても再処理工場のしゅん工の実現をしっかり進めていくことを考えております。

何度も申し上げて恐縮ですが、この点につきましては経済産業省としても事業者と一

体となって、しゅん工実現に向けてしっかりと進めて参りたいと考えております。

【司会】

それでは次はリサイクル燃料貯蔵株式会社への御意見です。

最新の知見を踏まえた上でとありますが、3.11 福島事故、2024 年 1 月 1 日の能登のように、想定外の事象が起きていますが、このような知見を踏まえたのでしょうかという御意見でございます。お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

弊社の方では福島の事故を踏まえまして、津波の想定という形で仮想的大規模津波ということで 23 メートルというかなり高い津波、それを想定しても大丈夫なような形で、先ほども説明したとおり、高台に電源施設ですとか、あと電源車あるいは緊急時、非常の対策というものを整備してございます。

それから能登半島の地震につきましては、現在反映すべき新たな知見はまだ確認できておりませんが、今後得られた場合については、それを踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

【司会】

県の方お願いいたします。

【青森県危機管理局 豊島局長】

知見の反映の話でございます。県といたしましては、これまでも御説明がありましたとおり、備蓄センターにつきましては、この東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえて策定された新規基準及び適合性に合格した施設と認識してございます。協定書案の第 2 条になりますが、そういう意味で地震や津波といった自然災害などを含め、新たな知見が得られた場合には、それを踏まえ、積極的に安全性の向上に取り組んでいただきたい。この背景には、原子力規制庁も同じような考え方で新しい知見を踏まえていくということになってございますので、国や事業者における対応、これもしっかりとやっていただきたいなということでの記載になってございます。以上でございます。

【司会】

それでは次はリサイクル貯蔵株式会社への御意見でございます。

資料では、BWR 用の燃料ラックの説明のみがあったので、PWR 用の燃料については対象外なので、この施設では受け入れないという理解でよろしいでしょうか。というものでございます。よろしくお願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

はいお答えいたします。今回の御説明したキャスクは確かに BWR 用ということで、これから運び出す東京電力用のキャスクですけれども、一方で、もう 1 つの親会社である日本原電の方では、敦賀の発電所、こちらで PWR の燃料を使用してございます。こちらキャスクにつきましては今、事業変更許可の方これから設工認についての審査に入るところでございます。基本的にキャスクの構造自体は PWR、BWR の基本的には同じような構造になりますけれども、若干、中に入れる燃料集合体の数が変わってくると考えていただければと思います。また、そちらの安全性の評価については、これからの審査の方で規制庁の方に審査していただくという形になっています。

【司会】

それでは次は電気事業連合会と経済産業省への意見です。

六ヶ所再処理工場に一時保管している高レベル放射性廃棄物は既に30年が経過しています。最終処分地の今の状況ではあと20年では無理だと思いますがどうお考えでしょうか。ということですので、お願いいたします。

【電気事業連合会 藤本専務理事】

電気事業連合会の藤本でございます。御意見ありがとうございます。

現在ガラス固化体の搬出期限を遵守するためにどのようなことができるのか検討している段階でございます。現時点におきましては、具体的な内容については、お答えできる段階ではございませんが、いずれにしても搬出期限を遵守できるよう、しっかり検討して参る所存でございます。

なお、私ども原子力事業者は、高レベル放射性廃棄物の最終処分の発生者としての基本的な責任を有する立場から国やNUMOとも連携しつつ、地域の皆様との対話活動などを通じて、できるだけ多くの皆様の御関心や御理解が深まるよう、引き続き取り組んで参る所存でございます。以上でございます。

【司会】

次は県への御意見でございます。

原子力関連の事業を誘致した市町村で幸せになった市町村はないと思うが、どうでしょうか。お願いいたします。

【青森県 坂本環境エネルギー部長】

県の環境エネルギー部長でございます。

誘致した市町村で幸せになった市町村はないとの御意見ですが、発展しなかったという同様の意見もいただいております。原子力関連施設の立地によりまして地元企業の受注拡大や地元雇用促進、関連企業研究機関の誘致の他、電源三法交付金によります生活基盤の整備促進等が図られたものと認識しております。また、先ほど資源エネルギー庁の説明資料の中にも出てまいります。7ページですが、立地地域と原子力施設の共生に関する共創会議というものを立ち上げてございまして、この会議の中でも国、県、事業者が一体となりまして、立地地域などの将来像、その実現に向けた方策というものを検討しているところでございます。

【司会】

次はリサイクル貯蔵株式会社への御意見です。

RFSのしゅん工に伴い経済効果及び県内各市町村産業への効果はいかに。交付金については、RFSからお答えする立場にはないと思うが固定資産税などは適切に払っていて、地域貢献という観点では工事や委託等の発注、物品資材などの調達に関し、地元にお願ひできるものはお願ひしており、今後も同様に組んでいただきたいという御意見でございます。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

弊社のほう、事業開始、事業開始前もそうですけれども、固定資産税は当然建物がありますからお支払いしております。それから事業開始後になりますと、売り上げという形になりますので、法人税というものをお支払いさせていただきますし、あとは、市と県のほうから核燃税という形で課税されますので、使用済燃料に基づく税金をお支払いするというところでございます。それから採用面につきましては、地元採用の方を進めておりまして、現在弊社社員87名のうち約4分の1が地元採用になってございます。ゆくゆくは、採用比率を高めて、親会社からの支援を受けずに、地元の間で当社の事業の中核を担えるような形での人材育成に努めてまいり

たいという考えてございます。それから各種工事につきましても、地元をお願いできるものにつきましても、極力地元の方に工事あるいは資材の発注の方をお願いしてございます。今弊社の中に財務管理建屋というものがございましてけれどもこちら地元、業者さん5社で行っていただいているというところでございます。今後お願いできるものについては極力地元をお願いしていきたいと考えてございます。

【司会】

引き続きリサイクル燃料貯蔵株式会社への御意見でございます。

安全確保及び環境保全に関する協定書によれば、事故の際は適切な対応をすることとなっているが、今現在、様々なシミュレーションが行われているのですか。という御意見です。お願いします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

弊社の施設は、いわゆる原子力災害でいう重大事故が発生しない施設になってございますので、いわゆるUPZやPAZといったものの設定も要しない施設になってございます。ただし、日常で発生する事故というかトラブル、これはいろいろなものが想定できます。例えば天井クレーンが動かなくなったりですとか、あるいはキャスクを運ぶための台車が故障したりとか、また、先ほどから説明してありますとおり、キャスクの圧力を監視するセンサーに不具合が生じたりですとか、そういった色々なトラブルが想定されるんですけども、これらのトラブルについて、その発生防止ですとか発生した場合の対応、あるいは社内外への連絡体制、こちらについては、全てマニュアルの方で手順を定めて対応するような、そういった対応をしております。

【司会】

引き続きリサイクル燃料貯蔵株式会社への御意見です。

まず意見として、HDP-69Dは、輸送容器によって技術基準の適合性評価は受けているが、60年間の保管承認は受けているのですか。横置きでの輸送を前提としており、技術基準では運用上の最大は38度で1週間となっているが、横沖での60年保管については、承認がされているのか。今日の気候変動を顧みると、50年間の保管期間に38度を超える気温になることが想定されなければならないが、キャスク内での金で内部の崩壊熱を外の筒に伝えているので、横置きの場合に比べて縦置きは放熱する面積が少なく、さらに金がない一次蓋、二次蓋の上部部分の温度が想定よりも高くなり、横置きよりも放熱効果が低いのでは、駆動キャスク数量を増やすためにスペースを取らない縦置きにしたとしか考えられません。

という御意見があった上で、質問として2つありました。

説明では満杯での貯蔵で建屋の温度は45度以下になるとのことだが、外気温の38度でキャスクが万倍に貯蔵された場合でキャスクの上端温度は何度になるのでしょうか。また、その場合でも建屋の温度は45度を超えないのでしょうか。というのが1つ。

もう1つが、輸送キャスクの輸送時の線量当量率は $2,000 \mu S v / h$ を超えないこととの規制があるが、中間貯蔵施設にキャスクが満杯になった場合の建屋中央ではどのくらいの線量になるのか。貯蔵区域内の放射線量率の上限設定はあるのでしょうか。一次蓋と二次蓋の間の圧力センサーに異常があった場合、該当するキャスクを貯蔵区域から受入れ区域に移動させて点検し、センサー交換あるいは一次蓋交換を行うと推測されるが、これら一連の作業は全て遠隔操作で可能なのか、あるいは作業員による被ばく作業なのか。という御意見がありました。

お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

最初の御質問については、建屋内の気温が、キャスクで満杯になったとき、夏場、特に暑いときに上がってしまうのではないかと、いわゆる上がってしまっただけでキャスクの冷却機能に影響が

出るんじゃないかという御懸念の御質問と理解してございます。弊社の場合、設工認を受ける段階で、過去 10 年間の夏の気温、6 月から 9 月ですけれども、このデータから一番高い高温の時間帯の 1 %を集計したところ平均気温が 29.8 度になってございます。この 29.8 度の空気を外気から取り入れて 288 基入った状態で、排出のほうの外気温がどのくらいになるかといいますと、41.3 度ということで、先ほど言った 45 度の設計なのですが、実際に排気される温度が 41.3 度という状況になりまして、こちらについては設工認の方でも確認をいただいているところでございます。今言った 41.3 度につきましても、ほとんどは最も高い条件で計算した値になりますので、実際には搬入するキャスク、これよりも低い温度で入ってくるのが想定されますので、実際の温度は、この 41.3 度よりも低くなると考えてございます。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 篠田技術安全部長】

リサイクル燃料貯蔵、技術安全部長篠田と申します。

先ほど作業における被ばく線量の御質問をいただきましてので、私の方から回答いたします。私どもの方では、蓋圧力に異常があった場合、御指摘がありましたとおり、二次蓋側の金属ガスケットの交換につきましては、私どもの施設の方で交換する段取りを整えてございます。そういう作業も含めて、放射線管理のいわゆる法律による要求事項としましては、5 年間で 100 ミリシーベルト、1 年間で 50 ミリシーベルトという基準がございまして、これを十分満足する形で先ほど申し上げたような作業がこなせるというシミュレーション、準備はしてございます。以上になります。

【参加者】

要は、遠隔はできないということですよ。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 篠田技術安全部長】

はい。私どもは遠隔ではなく十分被ばく線量の基準の中で交換作業が行えると考えています。

【参加者】

38 度の外気温が〜〜（聞き取れず）、50 年後 38 度かはわからないんですよ。40 度になることも十分考えられるんですよ。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 篠田技術安全部長】

先ほど申し上げた温度につきましては、1 時間毎のピーク値をとってございまして、真夏におきましても 1 日においては昼と夜でだいぶ差がございまして、先ほど申し上げたのは高温側からむつ市における 1 %でございまして、この施設自然の冷却でございまして、瞬時値、外気温が 35 度とかなったときの瞬時値での評価ではございませぬので、あくまで十分この今後 1 %という値は自然冷却によって達成できると思っております。

【司会】

それでは次のご意見に移ります。次は経済産業省とリサイクル燃料貯蔵株式会社への御意見です。

この事業のメリットは何と考えますか。デメリットがあるとすれば何でしょうか。お願いいたします。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

はい、ありがとうございます。

この事業のメリットといいますか、先ほどから御説明させていただいておりますとおり、中間貯蔵施設の意義というものは、これはもう申し上げたとおりですけども、貯蔵割合が今約 8

割に達している使用済燃料、そういうところの使用済燃料の貯蔵能力の拡大というところ、対応の柔軟性を高めていく、また、中長期的なエネルギー安全保障に寄与するということが一番大きなところかと思っております。むつの中間貯蔵施設の本質的な意義というのは、以前からの意義であったというところで変わっていないという認識をしております。

また、デメリットといいますか、これはもう原子力に関わること全てだと認識しておりますけれども、いずれも安全確保というところが大前提、確保された上で事業がなされるというものと考えておりますので、その点をしっかりと、事業所管庁としても、安全確保第一ということも含めてしっかりと指導するなど取り組んでまいりたいと考えております。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

今、経済産業省からの方から御説明があったとおり、中間貯蔵の意義と申しますのは、使用済燃料の貯蔵能力の拡大と、その貯蔵期間、弊社の場合ですと最長 50 年ということですので、その 50 年、安全に貯蔵することで、核燃料サイクルに時間的な柔軟性を与えるということと、中長期的にはエネルギーの安全保障に寄与していく、ということだと思っております。

それからデメリットというよりは、むしろ弊社とすればこれ常に安全最優先ということで、先ほど御質問ありましたとおり最新の知見を取り入れて事業の方を運営してまいりたいと思っております。福島第一、能登半島以外に、弊社の方としては海外のトラブル事例なども取り入れておりまして、例えばそのクレーンの故障ですとか、先ほど言ったセンサーの故障、こういった事例もございますのでそういったものについては、ぜひ適宜設計基準の方に反映して事業開始に備えたいと考えております。以上でございます。

【司会】

引き続きリサイクル燃料貯蔵株式会社への御意見です。

協定書案 16 条に賠償を求めるとあるが、RFS にそれだけの財政基盤があるのか、またその内容を具体的な対象はどのような事象を考えているのか、風評しないだけを考えているのでしょうか。損害を与える場合の状況は、風評被害について現時点で想定することは難しいが、備蓄センターの使用済燃料の貯蔵に起因して、住民に損害を与えたときも、真摯に対応するのか、という御意見です。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

これもこれまでの御説明のとおり、弊社の施設から放射性物質が外部に漏れるということはそもそもございません。ただし本当にこれは安全協定の規定上、万が一、弊社の設備、放射性物質の排出以外のものも含めて、弊社の設備ですとか事業に伴って、地元の皆様に損害を与えた場合ってというのは、こちらについては当然誠意をもって対応させていただくということと、あと風評被害というのなかなか想定することが難しいんですけども、万が一弊社の事業によって、例えば農産物の価格が下落したですとか、あるいはその売れなくなったりですとか、そういった具体的な事象が発生しましたら、そちらについて丁寧にお伺いして、弊社の原因でということであれば、当然そちらについても、適切な対応をさせていただきたいと考えてございます。

【参加者】

賠償能力について答えてないじゃない。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

弊社の事業を開始すると当然売り上げがございますので、そういった中から、もし万が一損害が発生した場合には賠償するということになろうと思えます。

【司会】

それではまた、似たような質問でございますが、まず意見としてましては、リサイクル燃料備蓄センターは、故郷青森と青森県民に取り返しがつかない災いをもたらすと考えます。私は安全協定に反対です。

という御意見があった上で、損害賠償の項目についての質問でございます。

まず最初に、県とR F Sと東京電力、原電それぞれに来ているものですので、分けて御紹介させていただきます。まず、県の方に質問でございます。使用済燃料の所有者が、損害賠償の連帯責任者であるべきと考えますが、協定条項に盛り込む考えはありませんか。

もう1つが、金属キャスクの瑕疵により生じた損害の賠償は、R F S社以外の誰が責任を負うのでしょうか。例えば東京電力、日本電子日本原電及びその下請けメーカーなどを協定に明記だと考えますがいかがでしょうか、ということでございます。お願いいたします。

【青森県 豊島危機管理局長】

県の危機管理局でございます。

安全協定につきましては、重々御承知だと思いますが、備蓄センターを管理運営するR F Sと県、むつ市が結ぶものだという形の立て付けにしております。

今回の御意見もございました連帯責任の問題など損害賠償の話でございますが、先ほど、R F Sから説明がございましたとおり、R F Sでは誠意をもって対応すると。我々県とむつ市はこうした事案が発生した場合、しっかりと対応していただくことを求めるという姿勢でございます。

あと連帯責任者のお話につきましては、おそらく立ち会いのお話とも関連があるものと思っております。今回東京電力と日本原電を立会人に指定したところでございますが、この問題につきましては、我々は平成17年の立地協定のところで整理されていると認識しているところでございますが、一方で19年前に締結して、年数が経っているということと、今回R F Sが事業を開始するというところでございまして、非常にわかりづらい状態になっているのかなというのも認識してございます。

そういうこともございまして、伝え方やアウトプットの仕方につきましては少し工夫が必要だなと認識しているところでございます。

あと協定書の中には、輸送業者と管理する業者、関連事業者が何らかの問題を生じたときには、R F Sが誠意をもって対応するということを明記してございますので、こちらにつきましてはもしっかりと対応していただくように求める形の協定書としているところでございます。

【司会】

それでは次は東京電力ホールディングスと日本原子力発電への御意見でございます。使用済燃料搬送中の事故の責任は誰がとるのででしょうか。ということでございます。

【東京電力ホールディングス株式会社 宗常務執行役】

東京電力宗でございます。

使用済燃料の輸送につきましては当社の燃料については当社の責任によるところでございます。日本原子力発電の場合は日本原子力発電の責任によるところでございます。先ほど説明申し上げたとおり、この輸送に関してはこれまでの数多くの実績を踏まえて、安全最優先で取り組んでまいります。輸送容器、運搬船など説明が重複するので言いませんけども、あの説明のとおり、様々な安全対策、これは国際基準にも合致した形で通っております。それに加えて、様々な訓練で、人間的な習熟作業を行って、ハード面、また、訓練で様々な状況にも対応できるように習熟、対応能力の向上を図っているところでございます。実際の輸送に当たりましては、海象条件、気象条件、そうしたものを慎重に見極めながら、慎重に安全第一で行ってまいりますので、いずれにしましても、これまで六ヶ所再処理工場など数十年の経験を踏まえて、しっかりと安全最優先で取り組みたいと考えております。

【日本原子力発電株式会社 牧野取締役副社長】

日本原子力発電の牧野でございます。

今ほど御説明あったとおり、私どもも同じでございます。追加することはありません。

【司会】

続きまして、リサイクル燃料貯蔵株式会社への質問でございます。

R F S 社の支払い能力の程度について説明して下さい。支払い能力の裏付けとなる R F S 社の総資産、財産を公開してください。本協定の責任主体は R F S 社で十分とお考えですか。お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

支払い能力につきましては先ほど申し上げましたとおり、現時点では、借入という形になってるんですけども、事業開始しますと東京電力あるいは日本原子力発電、親会社の方から貯蔵の契約に基づく使用料というものが入ってきますので、そちらによって事業の方も賄っていくということになると思います。

あと、資産についてですけれども、こちらについては、毎年官報に交付掲載させていただいております。昨年度末、昨年3月の時点のものはもうしばらくになるかと思うんですけども、この間の3月31日時点での総資産につきましては約1,000億でございます。

【司会】

それでは今回の方の質問の中に、最後御意見としてありましたので、1つ紹介させていただきます。

貯蔵期間を遵守させるための担保として、R F S 社に次のような制裁を科すべきです。R F S 社が貯蔵期間中に使用済燃料を搬出しなかった場合には、搬出期限到来日から搬出完了に至るまでの間、1日500万の割合による制裁金を払わなければならない。東京電力及び日本原電は長期支払い債務について連帯して支払い義務を負うというようなことを導入してはどうかという御意見がついておりました。

それでは次はリサイクル燃料貯蔵株式会社への御意見です。

リサイクル燃料の貯蔵は原子力発電所等と異なり、地震等に対しては、相対的に安全性が高いと理解しているが、いかがかというものでございます。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

御意見のとおり、弊社の使用済燃料につきましては、発電所で先ほども御説明したとおり、約18年以上冷却されたものを、キャスクに詰めて持ってきますので、その時点で十分冷えている状態でございます。したがって、発電所のいわゆる压力容器の中みたいな形の、気体とかそういういったものが常に充満している状態ではございませんので、比較的安定している状態であると考えてございます。

【司会】

続きまして、東京電力ホールディングス株式会社への御意見でございます。

この御意見は3件ほど同じものが来ておりますので代表して1つを読ませていただきます。柏崎原発は稼働していない、六ヶ所再処理工場も稼働していない状況で、なぜ今、搬入が必要なのですか。よろしくお願いたします。

【東京電力ホールディングス株式会社 宗常務執行役】

はい東京電力の宗でございます。

柏崎刈羽原子力発電所につきましては、現在健全性の確認を一通り実施いたしまして、原子

炉の起動に必要な主要設備の機能が発揮できることを確認したところでございます。現在そうした安全性の向上、現在の状況について、地元の皆さんを始めとした皆様にとっぴかりと御理解いただくように説明をしているというところでございます。また、六ヶ所再処理工場につきましても、しゅん工に向けて関係者一丸となつて、これも先ほど国または電事連からあつたとおり、関係者一丸となつて取り組んでいるところでございます。そうした中で、我が国のエネルギー政策、これも繰り返になりますけれども、使用済燃料を再処理して有効利用する核燃料サイクル、これを基本的な方針とした上で、中間貯蔵については、サイクルの運営の柔軟性を高め、中長期的なエネルギー安全保障を高めるものということで、大変重要で有効な施設だと認識をしております。そうした中で、当社といたしましても、国策である原子燃料サイクルを一つ一つしっかりと推進していくことが重要であると考えておりまして、当社のサイクル全体の運営の観点からも、RFSの準備が整いましたら、しっかりと計画的に搬出をしまいたいと考えております。御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

【司会】

ちょっと追加になりますけれども、もう同じような質問について3枚あるうちの1枚を経済産業省の方からも、同じく50年後搬出先の目処が立たない限りは反対です。搬出先がなく、永久的に置かれてしまうという質問でございます。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

これは先ほどからいただいている御意見と理解いたしまして、繰り返しの説明になって恐縮でありますけれども、意義自体は、先ほど東京電力の方からもあつたとおり、これはもう不変と申しますか、これまでも変わっていないというところでございます。現状においては、国内の再処理工場、そのしゅん工の実現ということが非常に重要だと思っておりますので、その取り組みをしっかりと進めていくということに尽きると考えてございますので、経済産業省としても、事業者と一体となつてしゅん工に向けてしっかりと進めてまいると考えてございます。

【司会】

続きまして、こちらにも3件ほど同じような御意見をいただいております。これは経済産業省と電気事業連合会への意見でございます。

こちらは、再処理は50年後に動かせるのかということとして、他に計画のない再処理工場、50年後稼働している再処理なんてどう想定されているのですか。六ヶ所再処理工場は何年稼働できるのでしょうか。というような御意見でございます。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

再処理工場につきましては、先ほどから申し上げているとおり、しっかりとしゅん工に向けて取り組みを進めていくということで考えてございます。

また、この再処理工場に関する稼働期間について、これは厳密に言うと原子炉と異なっており、法令上の制限はないという状況でございます。従つて、具体的な操業期間についても決まっていないということだと思ひます。

その上で、事業者から、この再処理工場に関しては、機器の健全性でありますとか、経年劣化等の状況を検査等で確認して、原子力規制委員会からの技術設計基準に適用しているという評価を受けるといったことを前提に、必要な期間操業を行っていく方針ということでございます。

いずれにしましても、核燃料サイクルの推進というのは、一貫した基本的政策でありまして、国としては、安全の確保に万全を期して事業を進めるよう事業者に対してしっかりと指導してまいると考えてございます。

【参加者】

その質問をした者ですが、アクティブ試験が行われてから既にもう 18 年が経ってますよね。東海の再処理工場は 30 年で稼働を中止しています。こういう状況を見て、これから 50 年後、68 年後に東海再処理工場よりも倍以上動かすということで理解されてると思ってよろしいんでしょうか。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

倍であるとかそういったことは今具体的に数字があるということではなく…。

【参加者】

18 年が経って、これから 50 年ということは 68 年経過するということは、紛れもない事実ではないでしょうか。まだ動いていないですよ。今まで 18 年、もし今年度動いたとしても 50 年後といったらアクティブ試験から 68 年経っているということです。ということが引っかかっているんですけれども。そんなに長く再処理工場は、法律で決まっていないうことですけれども、東海は 30 年で止めたものが、68 年、70 年、80 年と六ヶ所の再処理工場は動くのですか。それを教えてください。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

そこについては、具体的な年限、いつというのはちょっと承知はしていません。ただ先ほど申し上げましたとおり、再処理施設の操業期間というのは、具体的な操業期間については決まっていないうことだけは強調しているところでございまして、また実際に操業をする上では、原子力規制委員会からの技術的な基準の適合の確認を受けながら、実際に必要な期間、操業を行っていく期間を決めていく方針であるというようなことを伺っている段階でございませう。

【司会】

すみません、最後の方に、もう時間の方が過ぎてしまってるんですが、それでも最後に少し手上げで発言できる時間を取らせていただきたいと思います。そのときにすみません、ちょっとまだいくつもあるもので、御理解ください。

それでは、続きましてこちら 5 件ほど同じような質問がございませう。50 年後搬出できるのかという質問でございませう。こちらについては東京電力ホールディングス、県、リサイクル燃料貯蔵株式会社、経済産業省あと日本原子力発電への御意見でございませう。

ちょっと代表して 1 つ読ませていただきますと、50 年後に搬出されないとき、50 年後の責任は誰が来るのでしょうか。今推進している人たちは誰もその場に居合わせないと思います。その責任は今の中高生に押し付けるのは無責任ではないでしょうか。

【東京電力ホールディングス株式会社 宗常務執行役】

東京電力ホールディングスの宗でございませう。

先ほどから出てますけれども、使用済燃料を再処理して有効利用する原子燃料サイクル、国の基本的方針として明示をされております。従って、こうした国の方針に沿って、RFS からの搬出時にも必要な再処理工場の稼働が確保されるものと承知をしております。我々としませうても、引き続きそうしたことをしっかりと進めていくためにも核燃料サイクル政策に協力をしませうてまいりたいと考えております。

なお、当社として 2005 年に立地協定を結ばせていただいております。そこで 50 年での搬出ということ明記しておりますので、それをしっかりと遵守してまいります。私からは以上でございませう。

【日本原子力発電株式会社 牧野取締役副社長】

日本原子力発電の牧野でございます。

先ほど御説明があったとおり、私どもも、原子燃料サイクル政策は、一貫して国の基本方針として維持されていき、これからもそういう基本方針をとって、50年後の搬出時には、随時その前から再処理施設に搬出されるということで認識してございます。従いまして、私どもも核燃料サイクルがしっかりと実行されるよう、事業者として貢献させていただきたいと考えてございます。私からは以上でございます。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

お答是的には同様になります。国の基本的な方針として、核燃料サイクル推進という形になってございますので、弊社として、まず親会社からも使用済燃料を安全に保管して、50年以内にまたお返しするということと、親会社の方でその時稼働している再処理施設に適切に運び込まれると認識してございます。以上です。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

事業者の皆様からお話があったとおり、50年より前の段階から順次搬出を進めていくという説明を承知しておりますし、繰り返しで恐縮ですけれども国内再処理工場のしゅん工の実現に向けてしっかり取り組みを進めていくと考えてございます。

【青森県危機管理局 豊島局長】

協定書の関連で搬出先を特定するべきではないかということをお意見いただいております。

国や事業者の説明につきましては、今説明があったところでございます。県のこの協定書の記載に対する考え方でございますが、50年後には搬出してもらうという19年前からの揺るぎない方針、これをそのまま規定したということで御理解いただければと思っております。

【司会】

それでは次は、県への意見でございます。

青森県が抱えている原子力事業を知事は国策だから重要とすることに意義があると言いますが、これまでの歴史の中で青森県は、この国策という名の事業に翻弄され、地域の人たちが発想する地域作りができず、発展しなかったと思っておりますが、これまでの国策で良かった、成功していると考えているのでしょうか。問題点があると考えているのであれば、それは何でしょうか。という質問でございます。

【青森県環境・エネルギー部 坂本部長】

先ほどこの件に関してはお答えしたのですが、改めてお答えいたしたいと思っております。

地域の人たちが発想する地域作りができず、発展しなかったということについては、繰り返しになりますけれども、施設の立地によりまして、地元企業の受注拡大、あるいは地元雇用の促進、関連企業研究機関の立地の他、電源三法交付金によります生活基盤の促進等が図られていると考えているところであります。

【司会】

それでは最後の質問になります。こちらについては、今御参加いただいている全ての者への質問となります。

あなた方は2011年の東日本大震災で福島第一原発事故後もそれまでと同じような説明を繰り返していますが、福島第一原発の事故をどのように考えているのでしょうか。という質問でございます。

【東京電力ホールディングス株式会社 宗常務執行役】

東京電力宗でございます。

当事者でございます。未だに福島第一原子力発電所事故によりまして皆様に社会に心配おかけしておりますことをこの場をお借りして深くお詫び申し上げます。あの事故につきましては、巨大な津波を予想することが困難であったという理由で、その原因を天災として片付けてはいけなと考えております。人事を尽くした事前の備えにおいて、事故を防げないと考えております。二度とこのような事故を起こさないように我々としても福島の実責任をしっかりと果たしつつ、安全性向上、これを弛みなく行っていくということをしっかりとやっていきたいと考えております。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

【日本原子力発電株式会社 牧野取締役副社長】

日本原子力発電の牧野でございます。

私どもも原子力発電所を運営する事業者として東京電力の福島第一原子力発電所の事故に關しまして、大変重く受け止めている状況でございます。当社としましては、福島第一原子力発電所のような事故は二度と起こさないという強い決意のもと、引き続き安全性向上について、自主的、継続的に取り組んでまいり所存でございますので、何卒御理解の程よろしくお願いいたします。

【電気事業連合会 藤本専務理事】

電気事業連合会の藤本でございます。

御意見ありがとうございます。福島第一原子力発電所事故から13年が経ちました。昨年は処理水が海洋放出されるなど、廃炉の完結に向けた重要なステップが進んでいるところでございます。そういった中で、私ども事業者は同様の事故を二度と起こさないという強い決意のもと、リスクを常に意識し、新規制基準への適合にとどまることなく、自主的かつ継続的に安全性を向上していくことが、肝要であると真摯に考えているところでございます。どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

リサイクル燃料貯蔵でございます。

福島第一原子力の事故につきましては、同様な事故は、二度と起こしてはいけないということは原子力事業者の共通の認識でございます。そのために、弊社も事業開始に向けてこれまでの新規制基準に基づいた対策を行ってきているところでございますけれども、この規制基準に満足することなく、常に新しい知見を取り入れて安全性の向上に努めてまいりということと、あとはやはり当社の取り組みについて広く地域の皆様に御理解をいただくということが一番重要だと思っておりますので、今後もそういった形での地元の皆様に対する広報ですとか広聴活動、こちらの方についてもしっかりとやってまいりたいと考えてございます。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

国としましては、福島第一原発の事故、これは教訓にしてしっかりと取り組み、安全対策をしていくということだと考えています。その後、原子力規制庁ができるなど変わってまいりました。先ほど申し上げたとおり、原子力関連事業というのは、安全確保は大前提でなければならないと考えておりますので、しっかりと事業所官庁として、事業者の指導、また連携をしながら安全確保に努めてまいりたいと考えてございます。

【原子力規制庁 尾崎安全審査官】

規制委員会といたしましても、福島第一原子力発電所事故の国会事故調査委員会の報告書にも根本的な事故原因というのは、規制当局が事業者の虜になっていたという反省を踏まえて、

推進機関から原子力規制委員会が分化されたわけでございまして、我々といたしましても福島第一原発事故の深い反省のもとに新規制基準を改めて定めておりまして、その中ではこのような福島第一原発のような事故の可能性をゼロとして考えるのではなく、事故が起こり得るという前提で、重大事故の影響を緩和するような手段についても新規制基準の中で新たに求めており、規制委員会といたしましても、原子力に100%の安全はないということを肝に銘じながら、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

【青森県 坂本環境エネルギー部長】

福島の事故から13年余りが経過しておりますが、今なお多くの方々が避難しているという現実がございます。国及び事業者である東京電力ホールディングスにつきましては、事態早期終息を進めていただきたいという立場でございます。また原子力施設は安全確保が第一であり、事業者が新規制基準への適合に万全を期し、原子力規制委員会による審査により安全性の確認を受けることが前提となります。規制基準は福島第一原発事故を踏まえ、またIAEAや各国の規制を参考にしながら、地震津波に対する対策強化など、シビアアクシデントを起こさないための対策に加え、万が一シビアアクシデントが発生した場合の対策の導入を図った上で策定されているとされております。その上で各事業者におかれましては、新規制基準への適合はもちろんですけれども、不断に日々安全性の向上に取り組んでいただきたいと思っております。

【司会】

あともう1問ありましたので、最後に1つだけ県の質問でございます。

六ヶ所再処理工場のしゅん工時期の具体的見通しがついてから、協定締結すべきではないでしょうか。締結を急ぐ理由はあるのでしょうか。という御意見です。

【青森県危機管理局 豊島局長】

危機管理局でございます。

昨日、一昨日も様々な御意見・御心配いただいているところでございます。本日こういった様々な御意見、それから、これまでも県議会議など様々な御意見を賜ってございます。安全確保を最優先に知事が総合判断する材料となりますのでこういった御意見につきまして、知事の方にしっかりとお伝えしたいと思っております。よろしく申し上げます。

【司会】

はい、それではいただきました御意見については全て紹介が終わりました。

予定の時間は30分から40分過ぎておりますけれども、あと10分だけ口頭で意見を伺う時間にさせていただきたいと思っております。するに当たりましては3つお願いがございます。

1つは、御意見は、今回の議題であるリサイクル燃料貯蔵備蓄センターに関することをお願いいたします。2つ、より多くの方に御発言をいただきたいことから1人あたり2分とさせていただきます。1分前になりましたら、このパネルを上げます。また時間になりましたら、時間ですと記載したパネルを上げさせていただきますので、時間厳守をお願いいたします。あと3点目です。恐れ入りますが意見に際しましては、差しさわりのない方だけで結構ですので、お住まいの県内の市町村名とお名前をお話しいただいた上で御意見をお願いしたいと思います。御意見ある方は挙手いただいて私の方で当てさせていただきます。スタッフがマイクを持っていますので、マイクで御発言をお願いしたいと思います。それでは御意見のある方は挙手いただきたいと思っております。

【参加者】

八戸市のマツハシです。

参加人数を教えてくださいという意見です。

地震についてのリサイクル燃料貯蔵株式会社の説明は直接しなかったと思うんですけど、規

制庁の方ではかなりのページを割いているのに、わずか10分も説明してないと思うんです。自信がないから地震とか津波とかについては説明しないという気持ちはわかりますが、それでは県民は納得しないんじゃないでしょうか。津波が来ても浸水する電源は、丘の上にあるから安心してください。こんなことで安心できる県民はいないですよ。

また、原子力サイクルは基幹産業だ、基幹方針だといいますが、再処理施設がまだできてない、しゅん工しない時期にそういうことを言うこと自体が問題であり、そしてまた、国の方針が変わる、政府が、核燃サイクルを一切やりませんという政府ができて、エネ庁はやるつもりなんですか。以上です。

【司会】

貴重な御意見ありがとうございます。
それでは、どうぞ。

【参加者】

原子力規制庁にお尋ねします。

説明書の10ページのところに震源として考慮する活断層という一覧表が載っております。下の方の説明のところに、この活断層を抽出したのは、いろいろな文献から拾ったんだと。その中に、活断層研究会編というのが書いてありますが、これは日本の活断層という東京大学出版会が出したということで間違いないでしょうか。この日本の活断層の中には、ここに右の方に地図が載ってますけども、80キロに及ぶ大陸棚外縁断層というのが走っていて、これは非常に大きい活断層ですので、もしも動くマグニチュード8を超えるような大きい地震になると言われているのですが、どうもこの今日の説明図を見るとそれが抜けてますので、なぜこれには記載がないのか説明いただきたいのですが。

【原子力規制庁 尾崎安全審査官】

この件に関しては活断層の審査を担当しておりませんので、詳細については確認の上、回答いたします。

【司会】

貴重な御意見ありがとうございます。
その他いかがでしょうか。どうぞ。

【参加者】

今日の説明を聞いてると3.11以降、ああいう事故があった後で、何があってもあなたたちの言うことは仮定でしかないですよ。僕らはそういう原子力関係の方と申し入れとかしたときに仮定の話をする、仮定の質問には答えられませんって言うんですよ。でもあなたたちの言ってることは今仮定でしかないですよ。どうでしょうか。仮定でしょう。答えられないっていうようなのか、まずあなたたちがそういうことを仮定でしか言わないんだと。

【司会】

御意見を聞く場ですので、いいでしょうか。よろしいですか。
お願いいたします。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

今回、中間貯蔵施設ということで、最終的な搬出先というところに関しましては、先ほど申し上げているように、再処理施設の稼働、ここを実現していくということで今取り組みを進めているところでございます。実際六ヶ所の再処理工場は審査・検査対応を進めておりまして、

そこについては原子力規制庁から、様々な御指摘をいただいている中で、やはり体勢が乏しいであるとか、そういったことも考えられたところで、我々も事業者と一緒に考えて、メーカー等を含んだ400人体制ということで審査対応を進めているところです。最終処分場の方も御説明させていただいたとおり、まずは文献調査地域の拡大に向け、取り組みを進めているところでございますので、いずれにしろ実現に向けてしっかり前にもう一步進めているということを御理解いただければと思います。

【司会】

はい、お願いいたします。

【参加者】

今の話は、あくまでも全部やっぱり仮定だと思います。私もやっぱり安全協定に対して反対です。今言ったように、一步一步進めるっていうことであれば、安全に再処理工場ができて、稼働して、本当に私達が再処理工場も反対なんですけれども、不安でいっぱいなんですけれども、本当にそれが現実として実現するのであれば、こういう説明会があって、安全協定が進むと思います。それをいきなりこんな形で先に何も先が決まっていらないのに進めるっていうことにやはりすごく不安と憤りを感じます。今までずっと六ヶ所のは、長い間本当に何て言うのかな。例えば再処理だって本当は18年前に動いてるはずだったし、もんじゅだってできるはずだったのに、それも全部できない。なのに、国の政策で、国策で基本計画はきちんとしているからやるって先ほどからずっと言ってますけど基本計画が守られてるといえるか、進められてることがないっていうことを、今日改めて強く感じましたので、ぜひ安全協定は取りやめにしてほしいと思います。

【司会】

貴重な御意見ありがとうございます。

それでは時間になりましたので、最後に1人だけ、これで最後になりますが最後にお問い合わせいたします。

【参加者】

大変急いでいると、私は感じで受けとめております。なんで急ぐのか。今能登半島のあれね、県民が大変心配してます。青森県もそうになっていくんじゃないか。能登半島のようなことが起こったらどうなるんだという心配もあります。しかもですよ、今日本の国が軍事費にどんどん予算を使って、日本は戦争する国になるんじゃない、新たな戦前と多分さっき言いました。本当にそういう状況の中で、何でこのような県民もちゃんと納得もしていないのに急ぐのか。というような声を、私も私の周りでもそういう声が寄せられています。ぜひともその日も、改めて県の方で1,000人の命と暮らしを守る県民の意見としてね、ぜひ検討していただきたい。よろしく申し上げます。

【司会】

貴重な御意見ありがとうございました。

それではこれで御意見を伺う時間は終了させていただきたいと思います。皆様円滑な進行に御協力いただきましてありがとうございます。

本日いただきました御意見は、知事に報告させていただきます。本日はお忙しい中御参加いただきましてありがとうございました。